

自然豊かな川づくり

～平成26年度河川水質検査結果～



和水町と菊池川流域同盟(菊池川流域9市町)では、町内の河川11カ所の水質検査を年2回実施しました。検査結果は以下のとおりでした。

河川水質の悪化は事業所からの排水や生活雑排水が主な原因となっています。私たちの心がけ次第で川をきれいにする事が出来るのです。みんなで親しめる河川を目指して取り組んでいきましょう。

平成26年度和水町河川水質検査結果一覧表

検査項目	①江田川(カヌー館前)		②日平川(通道橋下)		③久米野川(岩尻水上)		④久米野川(蛇田眼鏡橋下)	
	5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	11月
BOD(mg/ℓ)	1.1	0.7	0.5	0.5	0.6	0.9	0.5	0.6
SS (mg/ℓ)	5.4	3.8	1.4	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満

検査項目	⑤久井原川(久井原橋下)		⑥内田川(眼鏡橋下)		⑦深倉川(下津原東井堰下)		⑧藤田川(内藤橋下付近)	
	5月	11月	5月	11月	5月	11月	5月	11月
BOD(mg/ℓ)	0.5	0.9	1.0	1.3	0.8	0.5未満	1.1	1.0
SS (mg/ℓ)	3.2	7.0	2.7	3.9	1.6	1.2	2.7	1.1

検査項目	⑨和仁川(梶原橋下)		⑩岩村川(国道443号岩村橋下)		⑪和仁川・十町川合流下(津田橋下)	
	5月	11月	5月	11月	5月	11月
BOD(mg/ℓ)	0.9	0.7	0.5	0.7	0.6	0.9
SS (mg/ℓ)	5	3.1	3.2	2.7	8.4	7.3

用語の説明
BOD…生物化学的酸素要求量のこと。河川水の中の汚染物質が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要とされる酸素量。この数値が大きくなれば、その河川水には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味する。10mg/ℓ以上になると悪臭などの発生がみられる。(基準値2mg/ℓ以下)
SS…粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類等の生息に影響を与えたり、日光の透過を妨げることで水生生物の光合成作用を妨げるなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。(基準値25mg/ℓ以下)

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723

工事費助成制度が最終年度となります

下水道への接続はお済みですか？

和水町公共下水道は平成18年3月の開始以来、現在までの下水道処理区内水洗化率は約82%と順調に推移してきました。衛生的で快適な生活環境の整備と自然環境保全のために、町民のみなさんに下水道への接続をお願いします。和水町で平成25年度から行っている「下水道接続に係る工事費の助成制度」は、平成27年度で終了予定となります。改造資金の負担軽減に、ぜひご利用ください。

和水町下水道排水設備工事費助成金

汲み取り便所や浄化槽設置のご家庭が、下水道へ接続するため負担された住宅の改造工事費に対し、次のとおり助成金を交付します。



建物形態	助成額
一般住宅 (店舗兼住宅含む)	工事費の50%以内で上限を20万円

1戸1回限りの助成となります。
 新築の建物、個人および法人の事業用・営業用の建物は利用できません。
 町税および水道使用料・下水道受益者分担金を滞納していないことが要件です。

問い合わせ先 本庁 建設課 上下水道係 ☎0968・86・5726

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～

8月から 保険証が切り替わります！

保険証の有効期間は、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間です。
 新しい保険証は7月中に簡易書留で郵送いたします。
 現在お持ちの保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、**8月1日以降に破棄**していただきますようお願いいたします。



国民健康保険(国保)

◎ 保険証の色について

- 保険証の色について、次のとおり変更します。
- ★ 一般被保険者……………薄むらさき色 ⇒ 薄みどり色
 - ★ 退職被保険者……………もも色 ⇒ クリーム色

◎ 70歳～74歳の国保被保険者の保険証について

70歳～74歳の国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証を送付しています。
 ※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎えられる場合、誕生日の月の翌月(1日生まれの人は誕生日)に新しい保険証を送付します。
 ※平成26年度から、70歳以上75歳未満の人の自己負担割合が変更になりました。昭和19年4月2日以降の生まれの人は2割となり、昭和19年4月1日以前生まれの人は1割に据え置かれます。現役並み所得者の自己負担割合は3割のまま変更ありません。

◎ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、**改めて申請が必要**です。下記担当課にお問い合わせください。

後期高齢者医療



◎ 保険証の色について

- 保険証の色について、次のとおり変更します。
- 水色 ⇒ 黄色

◎ 限度額適用・標準負担額減額認定証について

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちの人は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を**保険証と一緒に送付**します。
 また、入院中(予定)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記担当課にお問い合わせください。
 ※平成27年度の市町村民税の課税状況をもとにして、**世帯の全員が市町村民税非課税の人が対象となります。**

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111(内線752)